

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【公開番号】特開2002-175144(P2002-175144A)

【公開日】平成14年6月21日(2002.6.21)

【出願番号】特願2001-278944(P2001-278944)

【国際特許分類】

G 06 F	3/02	(2006.01)
G 09 G	3/20	(2006.01)
G 09 G	3/30	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/22	(2006.01)
H 04 M	1/23	(2006.01)
H 04 M	1/725	(2006.01)

【F I】

G 06 F	3/02	3 1 0 G
G 09 G	3/20	6 2 1 M
G 09 G	3/20	6 6 0 F
G 09 G	3/20	6 8 0 D
G 09 G	3/20	6 8 0 G
G 09 G	3/20	6 8 0 S
G 09 G	3/20	6 8 0 T
G 09 G	3/20	6 9 1 D
G 09 G	3/30	H
H 04 M	1/00	U
H 04 M	1/02	A
H 04 M	1/02	C
H 04 M	1/22	
H 04 M	1/23	A
H 04 M	1/725	

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月29日(2008.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透光性のボタンと、該ボタンの下部に設けられた画素部と、該画素部の駆動を制御する駆動回路とを有する操作キーが、複数設けられた電子装置であって、

前記画素部及び前記駆動回路は、全て同一基板上に形成されていることを特徴とする電子装置。

【請求項2】

請求項1において、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号が、前記画素部に表示されることを特徴とする電子装置。

【請求項3】

請求項 1において、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号が、前記画素部に表示され、

前記画素部に表示される記号の向きが切り替わることを特徴とする電子装置。

【請求項 4】

表示部が設けられた第1のパネルと、操作キーが複数設けられた第2のパネルとを有する電子装置であって、

前記第1のパネルと前記第2のパネルは連結されており、

前記操作キーは、透光性のボタンと、該ボタンの下部に設けられた画素部と、前記画素部の駆動を制御する駆動回路とを有し、

前記画素部及び前記駆動回路は、全て同一基板上に形成されていることを特徴とする電子装置。

【請求項 5】

請求項 4において、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号が、前記画素部に表示されることを特徴とする電子装置。

【請求項 6】

請求項 4において、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号が、前記画素部に表示され、

前記画素部に表示される記号の向きが切り替わることを特徴とする電子装置。

【請求項 7】

複数の操作キーと、コントローラーと、メモリーとが設けられた電子装置であって、

前記複数の操作キーは、透光性のボタンと、該ボタンの下部に設けられた画素部と、該画素部の駆動を制御する駆動回路とをそれぞれ有し、

前記複数の操作キーが有する全ての前記画素部及び前記駆動回路は、同一基板上に形成されていることを特徴とする電子装置。

【請求項 8】

請求項 7において、前記画素部には、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号が表示され、

前記メモリーには、前記記号の向きが異なる2つの画像情報が記憶されており、

前記コントローラーによって選択された前記2つの画像情報のいずれかが前記メモリーから読み出されることで、前記画素部に表示される記号の向きが切り替わることを特徴とする電子装置。

【請求項 9】

請求項 7において、前記メモリーには、前記操作キーにより前記電子装置に入力される記号の画像情報が、複数記憶されており、

前記コントローラーによって選択された前記複数の画像情報のいずれか1つが前記メモリーから読み出され、前記画素部に前記記号が表示されることを特徴とする電子装置。

【請求項 10】

請求項 7乃至請求項 9のいずれか一において、前記コントローラー及び前記メモリーは前記基板上に形成されていることを特徴とする電子装置。

【請求項 11】

請求項 7乃至請求項 10のいずれか一において、前記メモリーはフラッシュメモリーまたはマスクROMであることを特徴とする電子装置。

【請求項 12】

請求項 1乃至請求項 11のいずれか一において、前記透光性のボタンと、前記画素部のあいだに、ダイヤフラムが形成されていることを特徴とする電子装置。

【請求項 13】

請求項 1乃至請求項 12のいずれか一において、前記画素部はEL素子を有する複数の画素を備えていることを特徴とする電子装置。

【請求項 14】

請求項 13において、前記EL素子は三重項励起子で発光する化合物を含むことを特徴

とする電子装置。

【請求項 1 5】

請求項 1 乃至 請求項 1 4 のいずれか一において、前記記号は、文字、数字または絵文字を含むことを特徴とする電子装置。

【請求項 1 6】

請求項 1 乃至 請求項 1 5 のいずれか一において、前記電子装置は電話として機能する電子装置。

【請求項 1 7】

請求項 1 乃至 請求項 1 5 のいずれか一において、前記電子装置は、キー ボードであることを特徴とする電子装置。